

【用語】 緑野郡三波川之郷—多野郡鬼石町 地詰—地押し、田畠など
の広狭を改め修正すること、方法は検地と同じ 改出—検地によつて
新たに高請け地にすること 墨付—文書の丁数のこと

【解説】 検地とは、村の田畠一筆ごとに面積を丈量して反別・耕作人
などを査定することで、その台帳は検地帳・御縄打水帳・地詰帳など
と呼ばれた。検地は領主が土地と村民を掌握するために実施したもの
で、これが基礎となつて村々へ年貢が賦課された。上野国内では天正
十八年（一五九〇）以降、沼田藩真田家や館林藩榎原家などの検地が知
られているが、西上州の幕府領地域では、文禄から慶長期にかけて代
官頭の大久保長安と伊奈忠次による永高^{えいこう}検地が実施された。

この文書は、伊奈忠次が慶長三年（一五九八）に行つた検地の一つで、
緑野郡三波川郷の地詰帳である。本文は、土地一筆ごとに名所（小字名）、
地目（畑・屋敷の区別）、面積（貢文による上下二段に記載）、名請人（畑・屋敷
の耕作者）の順に記載されているが、このうち面積が永高表示で上下二
段に記載されている点に特徴がある。上段はこの検地以前の永高、下
段は今回の検地での增加分であり、その合計が今回の検地高となつて
いる。なお、名請人の欄に彦七ゐる（居）といつた記載があるが、これ
は名請人の屋敷に居住して新屋敷を持つ者といわれている。また、初
期の検地帳によくある地主（分付け主）と作人（分付け百姓）といつた隸
属関係を示す分付け記載は中略部分などに一部みられる。